

地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情

太宰府市 議会議長

陳情の要旨

- 1・職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況・勧誘実態について全国的な実態調査を求める。
- 2・議員からの圧力・心理的強制について疑われる事例がないか全国的な実態調査を求める。
- 3・所管する公共施設、消防署・図書館、第三セクター等についても同様の実態調査を求める。
- 4・問題があった場合は、調査結果の公開、及び所管省庁による是正処置等の対応・指導を求める。

陳情の理由

日本共産党は、収入が300億円以上あり日本一政治資金が多い政党である。そのうち250億円が機関紙収入とされ、「しんぶん赤旗」を主としている。赤旗の購読は「日本共産党への政治献金」の側面が否めず、職場での大量購読は地方公務員法で定める「政治的中立性」に疑念を持たせかねない。政治及び行政への信頼を傷つける行為であり、早期の是正処置が必要であるため。

問題の概要 ～ 一般質問と報道

添付資料にある行橋市（福岡県）の場合、日曜版配布後の職場内は**赤旗まみれ**であると一般質問でとりあげ、市民から『市は共産党員が多いのか』と誤解を受けていると指摘している。廊下など市民が見える位置からでもこのような有り様であり、これでは公務員（自治体職員）の政治的中立性が疑われたとしても仕方がない状態であった。

議員という強い立場からの職員への勧誘

問題の本質は、共産党に所属する議員・元議員という立場の強い者が職務時間中の市職員に対し赤旗の勧誘を行っている点にある。部課長級の多くが購読しているのが実態であったが、これでは「議員による職員への心理的強制」を疑われても仕方がない。さらに、一般質問の答弁より「庁舎内での集金」まで行っていた事実が発覚している。本件は添付資料のように産経新聞にて大きく報道された。テレビ報道においても「たかじんNOマネー」にて三橋貴明氏らにより「ニュースを疑え・しんぶん赤旗編」（平成26年2月22日放送）として取り上げられている。

共産党市議による勧誘の実態

報道においては、係長級昇任時に日曜版、課長昇任時に日刊紙の購読を共産党市議に持ちかけられたとインタビューに答えている。共産党が議会での追求が非常に厳しいこと、他の管理職も大半が購読しており断わるわけにはいかないと思った、とある。日刊紙は月額3,400円、日曜版は800円である。両方を購読した場合は月額4,200円、年額で50,400円と決して安くはない。財形貯蓄並の金額を払い続ける理由はどこにあるのか。

全国的に悪しき慣例となっている可能性が極めて高い。結果的に黙認してきた自治体も多いのではないかと。

悪しき慣例は断ち切るべきだ

「これぐらい」と容認してきた経緯もあるのだろうが、冒頭のように日本共産党は300億以上の収入を得ている日本一政治資金が多い政党である。特に日刊紙の場合は、共産党市議が勧誘した自治体職員が占める割合は相当なものだという指摘もある。このような疑いを放置することは、当該政党にとっても名誉なことではない。護憲を強く謳う政党である以上、ルールについても厳格に守って頂けると固く信じている。

職場内で勧誘を受けた購読者は（職場内ゆえ職務命令をもって）一旦は全員解約、一年程度の期間において希望者のみ自宅への配布が望ましいと考える。少なくとも勧誘・集金については禁止処置が妥当である。

政党機関紙を販売し、それをもって政治活動の原資とすることは素晴らしいことだ。しかし、それが議員という立場ゆえのことであれば許されてよいはずがない。政党機関紙であるため大きな選挙の際は、明確に候補者名も記載されている。公共施設においては、元来より厳格な対応が必要だ。公務員の給与は本を正せば税金である。議員という強権をもって公金を政治資金にロンダリングしていると疑われる状況は、政治倫理上あってはならない。実態調査及び早期の是正が必要である。

平成26年5月18日 小坪 慎

住所：福岡県行橋市今井375-1

連絡先：090-5418-1937

【政党機関紙「しんぶん赤旗」の庁舎内での勧誘、配布、販売について】で検索してください。
一般質問時の議事録・報道資料・共産党から声明など、全ての資料をHPにてまとめています。



地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情



平成25年(2013) 日刊25497号
12月10日 [火]

産経新聞(サンケイ)
 THE SANKEI SHIMBUN

特別版

発行所 産経新聞社2013
 〒810-0004福岡県福岡市中央区天神5-23-8
 西日本本部 西福岡(092)741-7098

紙面・記事へのご意見・お問い合わせ
 03-3275-8884(平日9時~19時、土日祝日休み)
 u-service@sankai.co.jp

販売・配達に関するお問い合わせ
 06-6633-8357 (平日9時~19時、土日祝日休み)
 http://n-sankai-hanbai.com/c/ (平日のみ)

購読のお申し込み
 0120-34-3733 (平日9時~19時、土日祝日休み)
 http://www.sankai.co.jp/reader

共産党市議

市役所で「赤旗」勧誘・配布

福岡・行橋市 「政治的中立性」に疑念

福岡県行橋市の管理職員の多くが、共産党市議から政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘を受け、職場で購読していることが9日わかった。少なくとも20年前から市役所内で勧誘や配布、集金が行われており、市議の立場を利用した「心理的強制」にあたる可能性もある。市は、職場での購読は地方公務員法で定める「政治的中立性」に疑念を持たせるとして実態調査を検討している。同様のケースは他の自治体でも表面化しており、全国に広がる可能性がある。

(田中一世)

9日の12月定例会合本会議で、小坪慎也市議(無所属)の一般質問に、松本英樹総務部長が答えた。

「小坪氏は、共産党の市議や元市議らによる勧誘の結果、部課長級職員(約60人)のうち、少なくとも半数が「しんぶん赤旗」の日刊紙(月額3400円)か日曜版(月額800円)を購読しており、職場の机上に配布されていると指摘した。その上で「市議に勧誘されれば職員は断りにくく、心理的強制の可能性があり」と述べ、購読の経緯について実態調査を進めた上で是正を求めた。

松本氏は、共産党市議らによる市役所内での勧誘、配布、集金を認めた上で「私の知る限り20年以上前から続いている。購読は職員個人が判断することだが、政治的中立性を疑われる」という意味では、市役所を訪れる多くの市民の目に「赤旗」が触れる現状はいかがなものかと、判断せざるを得ない」と答弁した。

また、「部課長級職員を対象にどのような形で調査するのか、これから工夫していきたい」と述べた。

小坪氏は「赤旗の購読は事実上、共産党への政治献金だ。職場内は赤旗まみれになり、市民から『市は共産党員が多いのか』と誤解されており、公務員の政治的中立性が疑われる。市役所内での購読や配布を禁止すべきだ」と求めた。

一方、ある市職員は、産経新聞の取材に応じ、係長級昇任時に日刊紙の購読を共産党市議に持ちかけられたと明らかにした。現在、共産党支援者らが市役所内の職場を回り、配布しているという。この職員は「共産党は議会での追及が非常に厳しいし、他の管理職職員も大半は購読しているので断るわけにはいかない」と思

った。まあ購読しても手加減してくれるわけではないのですが……。小坪氏の(購読禁止の)要求が通れば多くの職員は「万歳」ですよ」と打ち明けた。

共産党の徳永克子市議は、産経新聞の取材に対し、「市職員とはいえ個人として申し込みがあり、購読してもらっている。私個人の問題ではないので、今後の対応は党全体で検討したい」と述べた。

経緯の報告

一般事務に関する質問を行い、また産経新聞社にて報じられて後の、日本共産党を含む経過を報告する。その過程において看過できぬ発言、公党である日本共産党の名を冠しての発行とは信じられぬ単語も散見された。本事案の是正に際して、資料としてここに報告する。

地方自治体の自治権を無視した発言 ～ 政党要件を満たした公党としての重み

日本共産党の徳永克子（行橋市議）は、添付報道資料によると「（前略）私個人の問題ではないので、今後の対応は党全体で検討したい」と述べている。これは日本共産党という政党が検討する案件ではなく、それぞれの自治体で検討すべきことだ。少なくとも疑念を抱かれ、問題提起されている側が検討することでは決してない。

庁舎の管理責任は首長をトップとした執行部にある。選挙を経て民意を託された者が責任を負うと共に判断を下すのであり、それが選挙制度を軸とした民主主義である。政党要件を満たした公党にどれほどの権限があろうとも、検討対象としてはズレていると言わざるをえない。地方自治体の自治権を侵害し、無視した発言だ。

すでに政党名と共に報道に載ってしまった以上、対応を誤れば「日本共産党は自治体の管理権を上回る」という憲政史上を揺るがす前例ともなりかねない。ともすれば民主主義の危機である。

本件報道後の日本共産党の反応 ～ A3 版の巨大な声明文を配布

本件に対し、声明を発表。赤旗購読者を対象としたと思われるが、行橋市にとどまらず近隣市町村全域に配布した。「日本会議地方議員連盟に所属する復古的な”靖国論者”であるK市議（35）が」というくだりより始まるA3版の声明文である。（2014年1月9日 日本共産党京築地区委員会名で発行）

タイトルは「憲法が保障する政治活動、思想・良心の自由への攻撃は許さない 靖国派・行橋市議による「しんぶん赤旗」攻撃に対する声明」である。後述するが公党発行の文章の体を為しているとは言い難いものであった。そもそも質問内において日本会議という単語は発言されておらず、同じく靖国派（？）という言葉も理解しがたい。恐らくは「右翼と揶揄・連呼」する行為で萎縮させる意図があったのではないか。

正当な問題提起と議員に認められた一般質問という権利の行使に対し、言論弾圧・圧力ともとられかねない暴挙をもって、公党の名で応えてみせた。これは議論のマナーに鑑みるに極めてフェアではなく、本論を意図的にすり替えた対応と断じざるを得ない。政党機関紙を共産党市議らが職務中の公務員に勧誘・配布・集金を行っているという政治倫理上の問題を無視した上での声明文であったためだ。

日本共産党の名を関した声明文の、政治組織上の齟齬

結論となるであろう最後の文は「（前略）民主主義破壊を許さない圧倒的な世論と力を合わせ、自由と民主主義をまもるため、全力をつくします。」と結ばれている。自由と民主主義をまもるため戦うのであれば、私は友党として協力関係を結ばせて頂きたいと考えている。しかし、自由と民主主義に仇なしているのは、このような議論のマナーを無視した対応である。また、その前の文には、「（前略）”悪政に我慢しろ”という押し付けにも通じるK市議の反共攻撃に対して、徹底的にたたかいぬきます。」とある。こちらは文意が通るが、結びの言葉とは大きく矛盾している。K市議である私が反共攻撃を行ったのであれば、私は自由と民主主義の側に在ることになるからだ。理解に苦しむ文章構成だが、これを公党の名を冠して発行しているから驚くばかりだ。

これぞ共産党と笑う方も多いのではないか。しかし冗談で書いた資料ではない。これらの糾弾とも思える手法は有効に作用してきた歴史があり、おかしいと思っても声をあげることができぬ空気が確かに醸成されていた。誠意ある丁寧な問題提起を心がけたつもりだが、恥ずかしげもなく公党の名を冠してこのような動きに出たのが結果である。アンフェアな対応であり非常に残念だ。

あまりに冷静さを欠いた対応に思えるが、それほどに自治体職員への「押し売り」の占める割合が多いのだろうか。政党機関紙収入250億、この全てが利益ではない。一定部数が解約されれば印刷費などの固定費により赤字反転、状況によっては廃刊も視野にいれざるを得まい。今回の慌てっぷり、冷静さを欠いた反応は、あたかも「廃刊を恐れ」ているかのようには見える。

どれほどの部数を地方自治体において勧誘し、配布してきたのか。是が非でも調査が必要だ。その集金実態の総和が公党の政治資金の一部を構成している以上、実態把握は必須であり是正は急務である。

【政党機関紙「しんぶん赤旗」の庁舎内での勧誘、配布、販売について】で検索してください。

一般質問時の議事録・報道資料・「共産党から声明」など、全ての資料をHPにてまとめています。

地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書（案）

- 1・職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況・勧誘実態について全国的な実態調査を求める。
- 2・議員からの圧力・心理的強制について疑われる事例がないか全国的な実態調査を求める。
- 3・所管する公共施設、消防署・図書館、第三セクター等についても同様の実態調査を求める。
- 4・問題があった場合は、調査結果の公開、及び所管省庁による是正処置等の対応・指導を求める。

日本共産党は、収入が300億円以上あり日本一政治資金が多い政党である。そのうち250億円が機関紙収入とされ、「しんぶん赤旗」を主としている。赤旗の購読は「日本共産党への政治献金」の側面が否めず、職場での大量購読は地方公務員法で定める「政治的中立性」に疑念を持たせかねない。政治及び行政への信頼を傷つける行為であり、早期の是正処置が必要である。

問題の概要 ～ 一般質問と報道

添付資料にある行橋市（福岡県）の場合、日曜版配布後の職場内は赤旗まみれであると一般質問でとりあげ、市民から『市は共産党員が多いのか』と誤解を受けていると指摘している。廊下など市民が見える位置からでもこのような有り様であり、これでは公務員（自治体職員）の政治的中立性が疑われたとしても仕方がない状態であった。

議員という強い立場からの職員への勧誘

問題の本質は、共産党に所属する議員・元議員という立場の強い者が職務時間中の市職員に対し赤旗の勧誘を行っている点にある。部課長級の多くが購読しているのが実態であったが、これでは「議員による職員への心理的強制」を疑われても仕方がない。さらに、一般質問の答弁より「庁舎内での集金」まで行っていた事実が発覚している。本件は添付資料のように産経新聞にて大きく報道された。テレビ報道においても「たかじんNOマナー」にて三橋貴明氏らにより「ニュースを疑え・しんぶん赤旗編」（平成26年2月22日放送）として取り上げられている。

共産党市議による勧誘の実態

報道においては、係長級昇任時に日曜版、課長昇任時に日刊紙の購読を共産党市議に持ちかけられたとインタビューに答えている。共産党が議会での追求が非常に厳しいこと、他の管理職も大半が購読しており断わるわけにはいかないと、とある。日刊紙は月額3,400円、日曜版は800円である。両方を購読した場合は月額4,200円、年額で50,400円と決して安くはない。財形貯蓄並の金額を払い続ける理由はどこにあるのか。

全国的に悪しき慣例となっている可能性が極めて高い。結果的に黙認してきた自治体も多いのではないかと。

悪しき慣例は断ち切るべきだ

「これくらい」と容認してきた経緯もあるのだろうが、冒頭のように日本共産党は300億以上の収入を得ている日本一政治資金が多い政党である。特に日刊紙の場合は、共産党市議が勧誘した自治体職員が占める割合は相当なものだという指摘もある。このような疑いを放置することは、当該政党にとっても名誉なことではない。護憲を強く謳う政党である以上、ルールについても厳格に守って頂けると固く信じている。

職場内で勧誘を受けた購読者は（職場内ゆえ職務命令をもって）一旦は全員解約、一年程度の期間をおいて希望者のみ自宅への配布が望ましいと考える。少なくとも勧誘・集金については禁止処置が妥当である。

政党機関紙を販売し、それをもって政治活動の原資とすることは素晴らしいことだ。しかし、それが議員という立場ゆえのことであれば許されてよいはずがない。政党機関紙であるため大きな選挙の際は、明確に候補者名も記載されている。公共施設においては、元来より厳格な対応が必要だ。

公務員の給与は本を正せば税金である。議員という強権をもって公金を政治資金にロンダリングしていると疑われる状況は、政治倫理上あってはならない。全国的な実態調査及び早期の是正が必要である。

総務大臣 新藤義孝様
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様